

広島県 平成24年(2012年)



人権だより



緒方 かな子

みんな たいせつな いのち

私たちみんな、かけがえのない存在として、人間らしく幸せに生きる権利「人権」を持って生まれてきています。

一人ひとりがお互いの違いを認めあい、思いやり、そして自分を大切にし
他人を大切に、ともに生きていきましょう。



**重大な人権侵害につながる身元調査については、
「しない! 依頼しない! 協力しない!」を実践しましょう。**

〔身元調査とは〕結婚や就職などの際に、生まれ、国籍、家がらなどの本人に関する情報を自ら、又は興信所・探偵社などの調査機関に依頼して、本人の知らないところで、本人にわからないように、市町の管理する戸籍や住民票をとったり、近所の人などへ聞き合わせをしたりして、調べることです。

地域で支えよう 地域で防ごう障害者・高齢者・児童虐待

障害者・高齢者・児童に対する虐待は、重大な人権侵害です。
人権尊重への理解と認識を深め、地域で虐待防止に取り組んでいく必要があります。その防止には、周囲の「気づき」や「支援」、市町等への「連絡」がかかせません。
広島県では、連絡先などの情報の周知に取り組んでいます。

障害者虐待 障害者虐待防止法が、平成24年10月1日に施行されました。障害者に対する虐待は法律で禁止されています。

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加を妨げるものとなります。障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことであり、社会全体で障害者の虐待防止に取り組んでいく必要があります。

障害者虐待防止法では、つぎのとおり障害者虐待の種類を定義しています。

- 養護者*による障害者虐待 ● 使用者*による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

*養護者…家族、親族、同居人等 *使用者…障害者を雇用する事業主等

○虐待の内容

身体的虐待

なぐる、ける など

性的虐待

性的行為を強要する など

心理的虐待

怒鳴る、ののしる など

放棄・放任

食事や水分を与えない など

経済的虐待

年金や賃金を渡さない など



高齢者虐待 家庭内や施設内での虐待や相談の件数が増えています。地域のみなさんの手助けや見守りが高齢者と家族を支えます。また、施設では研修の実施など虐待防止の取り組みが必要です。

○虐待の内容

身体的虐待

たたく、つねる など

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

食事や水分を与えない など

心理的虐待

怒鳴る、ののしる など

性的虐待

性的行為の強要 など

経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない など

児童虐待 一人で、また一つの機関だけでは、子どもを虐待から守ることはできません。関係機関と連携して、地域の中で親が安心して子育てができるよう支援していきましょう。

○虐待の内容

身体的虐待

なぐる、ける など

性的虐待

性的行為の強要 など

ネグレクト

家に閉じ込める など

心理的虐待

言葉による脅し、無視 など

◆虐待(の疑い)に気づいたら、すぐに連絡してください。

	連絡先	お問い合わせ先
障害者虐待	虐待防止センター ●市町 虐待対応窓口 TEL:県ホームページ参照 ●県権利擁護センター TEL:082-569-5151	広島県健康福祉局障害者支援課 TEL:082-513-3155
高齢者虐待	●各市町の地域包括支援センター ●各市町の高齢者福祉担当課	広島県健康福祉局高齢者支援課 TEL:082-513-3199
児童虐待	●児童相談所全国共通ダイヤル TEL:0570-064-000	広島県健康福祉局こども家庭課 TEL:082-513-3167

障害を知り、共に生きる～あいサポート(障害者支援)運動

「だれもが暮らしやすい共生社会」となるように。

広島県では、障害のある方が「困っていること」、「手助けの方法」などをみなさんに理解・実践していただくための「あいサポート運動」を推進中です。



あいサポーター

日常生活の中で、障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲があれば、誰でもサポーターになることができます。(特別な技術の習得は不要です。)

私たちのすぐそばで、生活のしづらさや周りとなじめなくて困っている人が結構います。

県民の一人ひとりが、障害のある方へちょっとしたサポートをしていただくだけで、大きな助けになります。ぜひ、サポートの方法を知ってください。

まず

障害について理解してください。



障害は誰にでも生じ得るものです。

病気や事故はいつ起こるかわかりません。同時に、障害はいつでも誰にでも生じ得るものなのです。

障害は多種多様で同じ障害でも一律ではありません。

障害の種類も程度もさまざまであり、同じ障害でも、その症状は一律ではありません。また、複数の障害を併せ持つ場合もあります。

外見で分るものだけでなく、外見では分らない障害のため、理解されず苦しんでいる方もおられます。

障害は多種多様であり、外見だけでは障害があることが分らないこともあるため、周囲に理解されず、苦しんでいる方もおられます。

周囲の理解や配慮があれば、活躍できることがたくさんあります。

目が悪くなれば眼鏡をかけるように、不自由さを補う道具や援助があれば活躍できることはたくさんあります。

障害の種類・程度は人それぞれに違いますが、少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障害のない方と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんいます。

そして

こんな配慮をお願いします。



障害のある方に対して冷たい視線を送ったり、見て見ないふりをするのは避けてください。温かく接してください。

困っていそうな場面を見かけたら、

「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。見守ることと、時には支える姿勢が大切です。

「障害があるから」と決め付けず、

それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えてみましょう。

介助者がいても、

介助者ではなく、本人に話しかけましょう。

自分のイメージですべての障害者を見ないでください。障害だけを見るのではなく、その人の全体像を見て接しましょう。

課題

- ◆障害者の地域生活への移行
- ◆障害者の雇用対策・就労支援対策

あいサポート運動

- ◆県民に障害について関心を持ってもらい、理解してもらおう
- ◆障害者への配慮の方法を理解してもらい、温かく接してもらおう

SUPPORTER

ねらい

共生社会の実現

すべての県民が障害の有無にかかわらず、地域で安心して、いきいきと生活できる環境の整備

●お問い合わせ先／広島県健康福祉局障害者支援課 TEL:082-513-3157 FAX:082-223-3611

●詳しくは／広島県ホームページ [広島県 あいサポート運動](#) [検索](#)

ひきこもりがちな子ども・若者の居場所づくり

さまざまな理由で「家にひきこもり」がちな
なっている子どもや若者たち。

広島県では、安心して出かけていける
「居場所づくり」と元気を取り戻し「社会参加
に向かう」お手伝いをしています。



広島県の
青少年のマスコット
ゆっぴー

◆支援の意義

子ども・若者の社会参加に向けて、広島県と民間団体が連携して支援に取り組んでいます。社会全体で子ども・若者の成長を支えましょう。

◆取組内容

(平成24年度広島県新しい公共の場づくりのためのモデル事業)
高校などを卒業や中途退学した後(又は仕事を離職後)に修学も就業もしていない子ども・若者などを、民間団体が中心となって支援します。

相談・面談支援

カウンセリングやスタッフとの人間関係づくりなど

集団適応支援

フリースペースでの活動、レクリエーション、社会体験活動など

就労・就学支援

就労体験、学力・技術習得活動など

●モデル事業実施地区／お問い合わせ先

広島地区	東広島地区	尾道地区	福山地区
一般社団法人青少年 ワークサポートセンター広島 「わくサポ広島」 広島市東区光町2-9-30 TEL:082-569-5252	特定非営利活動法人あいびい 「東広島子ども・ 若者事業あいびい」 東広島市西条昭和町5-3 TEL:082-424-3391	尾道まなび村 設立実行委員会 「尾道まなび村」 尾道市原田町小原2112 TEL:0848-38-0775	特定非営利活動法人 教育相談ウェルフィールド 「マイ・プレイス」 福山市光南町1-1-36 TEL:084-923-6177

なお、ひきこもりの方や家族の相談は県と広島市で設置する、「広島ひきこもり相談支援センター」でも実施しています。

●西部C(広島市西区)TEL:082-942-3161 ●中部・北部C(広島市安芸区)TEL:082-893-5242 ●東部C(三原市)TEL:0848-66-0367

●詳しくは／[広島県ホームページ](#) [広島県子ども・若者 居場所](#)

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

拉致問題は、「家族・人生・自由」を奪いさる

深刻な「人権侵害問題」です。

◆北朝鮮当局による拉致問題とは

平成14年に北朝鮮が初めて日本人拉致を認め、5名の方が帰国されたのみで、いまだ北朝鮮には、日本政府が認定した拉致被害者やそれ以外にも拉致された可能性を排除できない人たちがいます。政府は、すべての被害者の一刻も早い帰国に向けて取り組みを進めています。

◆拉致に対する認識を深めましょう

拉致問題の解決を図るためには、国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間
12月10日～16日



平成24年度北朝鮮人権侵害問題
啓発週間ポスター

●詳しくは／[内閣官房 拉致問題対策本部ホームページ](#) <http://www.rachi.go.jp/>

●お問い合わせ先／[広島県人権男女共同参画課](#) TEL:082-513-2734